

諮問日：平成28年3月24日（平成27年度（最情）諮問第31号）

答申日：平成28年7月15日（平成28年度（最情）答申第21号）

件名：司法行政文書及び裁判文書に該当しない，裁判所で開示の対象にしてい  
ない文書についての管理の取扱方法を定めた通達その他の文書の不開示判断  
（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「司法行政文書及び裁判文書に該当しない，裁判所で開示の対象にしてい  
ない文書についての管理の取扱方法を定めた通達その他の文書（最新版）」（以  
下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し，最高裁判所事務総長  
が，本件開示申出文書は作成又は取得していないとして不開示とした判断（以  
下「原判断」という。）は，妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は，苦情申出人からの本件開示申出文書についての裁判所の保有する司  
法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第  
2に定める開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が平成27年12月15日  
付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出ら  
れ，取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

司法行政文書及び裁判文書に該当しない，裁判所で開示の対象にしてい  
ない文書が歴史公文書に該当する場合，国立公文書館に移管しなければならないか  
ら，その作成，保存等の管理の在り方について定めた文書は存在するはずであ  
る。また，裁判における審理及び判断の作用に重大な影響を及ぼす各種事件記  
録の作成，保存等の管理の在り方について，司法行政作業である通達等で一律  
に規律していることからすれば，上記の文書についても同様の通達等が存在し

ていて当然である。

#### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、以下のとおりである。

##### 1 最高裁判所の考え方

原判断においては、本件開示申出文書をいずれも作成又は取得していないとして不開示としたが、当該判断は相当である。

##### 2 理由

(1) 本件開示申出の趣旨を開示申出人に確認したところ、「裁判文書とは、事件記録等保存規程に挙げられている各種事件記録の意味であり、裁判所で開示の対象にしていない文書について、管理の取扱方法を定めた通達その他の文書の開示を求める趣旨である。」という回答があったことから、本件開示申出の対象となる文書は、司法行政文書及び事件記録等保存規程に挙げられている各種事件記録以外の裁判事務に関する文書（以下「本件文書」という。）の管理の取扱方法を定めた通達その他の文書であると特定した。

(2) 最高裁判所における文書の管理の取扱方法を定めた通達としては、平成24年12月6日付け最高裁秘書第003545号事務総長通達「司法行政文書の管理について」及び同日付け最高裁秘書第003546号秘書課長依命通達「最高裁判所における司法行政文書の管理の実施等について」（以下、併せて「本件関連通達」という。）が存在するが、本件関連通達の対象は司法行政文書であり、本件文書の管理の取扱方法を定めたものではない。

(3) 本件文書に含まれる文書としては、裁判官の申合せ等の専ら裁判事務のために用いるものとして作成し、又は取得した文書で、裁判所の裁判部において管理しているもの等が存在するが、これらの文書は、個別の裁判と密接な関連性のある文書であり、裁判における審理及び判断の作用に影響を及ぼす可能性のあるものであることから、その作成、保存等の管理の在り方について司法行政作用である通達等で一律に規律することは相当ではない。

よって、本件文書の管理の取扱方法を定めた文書は作成しておらず、各裁判所において文書の内容等に応じて必要な限度で管理している。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成28年3月24日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同月30日 苦情申出人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年5月11日 審議
- ⑤ 同年6月22日 審議
- ⑥ 同年7月11日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

### 1 本件開示申出文書の特定について

最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書について、苦情申出人に確認した内容を踏まえ、本件文書（司法行政文書及び事件記録等保存規程に挙げられている各種事件記録以外の裁判事務に関する文書）の管理の取扱方法を定めた通達その他の文書であると特定したと説明する。

本件開示申出に係る申出書に「司法行政文書及び裁判文書に該当しない」文書に係るものである旨の記載があることや、苦情申出人が、本件開示申出に当たり、裁判所で開示の対象にしていない文書について、管理の取扱方法を定めた通達その他の文書の開示を求める趣旨である旨回答していることを総合考慮すると、本件開示申出文書を上記のとおり特定したことは妥当である。

### 2 原判断の妥当性について

最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書について、作成し、又は取得していないと説明しているから、その存否について検討する。

- (1) 最高裁判所事務総長は、最高裁判所における文書の取扱方法について定めた通達等としては、司法行政文書については本件関連通達、各種事件記録に

については事件記録等保存規程があるが、本件文書の取扱方法について定めたものはないと説明するところ、本件関連通達及び事件記録等保存規程には、本件文書に係る記載はない。

(2) 本件文書は、司法行政文書及び事件記録等保存規程に挙げられている各種事件記録以外の裁判事務に関する文書であるから、例えば、裁判官が裁判事務に関して申し合わせた内容を記載した文書のように、裁判事務のために用いるものとして作成し、又は取得した文書で、裁判所の裁判部において管理しているものが含まれると考えられる。そうすると、本件文書は、専ら裁判所の裁判部において作成され、保管されるものであって、司法行政部門が作成したり保管したりするものではないのであるから、その管理方法について規律する通達等を作成することによって、司法行政部門が本件文書の作成や保管の在り方に関与することは、相当でないと考えられる。最高裁判所事務総長が、本件文書について、個別の裁判と密接な関連性のある文書であり、裁判における審理及び判断の作用に影響を及ぼす可能性のあるものであることから、その作成、保存等の管理の在り方について司法行政作用である通達等で一律に規律することは相当でないと説明するのも、同様の趣旨であると解される。

したがって、本件文書の管理方法について定めた通達等である本件開示申出文書が存在しないことは何ら不合理ではない。

この点について、苦情申出人は、各種事件記録の作成、保存等の管理の在り方について司法行政作業である通達等で一律に規律していることからすれば、本件文書についても同様の通達等が存在していて当然である旨主張する。確かに、事件記録等保存規程や記録の編成に関する各種通達のように、裁判事務に用いる事件記録の保存方法等について定めた最高裁判所規則や通達等が存在する。しかし、事件記録については、記録閲覧等における明確性を確保し、訴訟手続の適正な遂行に資するため、その作成や保存の在り方につい

て統一的なルールを設ける必要性があるといえる。また、そこで設けられるルールは、上記の趣旨に限定した形式にわたる基準にすぎず、裁判に関する審理及び判断の作用に影響を及ぼすものでないから、司法行政作用により規律することが裁判の独立を侵すものではない。これに対し、本件文書は、裁判事務のために用いるものであるだけでなく、その内容も千差万別であり、審理及び判断の作用と密接に関連する場合が少なくないと考えられる。また、文書を作成するか否か、どのような文書を作成するか、作成した文書をどのように利用し、保存するかは、各裁判所の裁判部門に委ねられており、統一的なルールを設けることが困難であるばかりか、司法行政においてそのようなルールを設けることは裁判の独立との関係でも相当でないと考えられる。上記の点に鑑みると、苦情申出人が指摘する上記事情をもってしても、本件開示申出文書の存在を推認することはできない。

(3) 以上によれば、最高裁判所において、本件開示申出文書は作成していないとする最高裁判所事務総長の説明は合理的であり、最高裁判所において本件開示申出文書は保有していないと認められる。

3 以上のとおりであるから、本件開示申出文書を作成し、又は取得していないとして不開示とした原判断については、最高裁判所においてこれを保有していないと認められるので、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正 人